

誰もが輝く
まちづくりを
めざして

み い な

みんな

いっしょに

なかよく



▶問い合わせ 市民協働推進課 ☎0287(62)7019

バックナンバーはこちら

あなたの職場は大丈夫ですか？ パワーハラスメント

職場におけるパワーハラスメント（パワハラ）とは

職場において行われる、①～③の要素全てを満たす行為をいいます。

- ①優越的な関係を背景とした言動であって、
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就業環境が害されるもの

職場のハラスメント防止は
企業の義務です！！

パワハラは大きく分けて6つのタイプがあります

身体的な攻撃

(例) 殴打、足蹴りを行う
相手に物を投げつける



精神的な攻撃

(例) 人格を否定するよう
な言動を行う



人間関係からの切り離し

(例) 一人の労働者に対し
て同僚が集団で無視をし、
職場で孤立させる



過大な要求

(例) 労働者に業務とは関係
のない私的な雑用の処理を
強制的に行わせる



過小な要求

(例) 管理職である労働者を
退職させるため、誰でも遂
行可能な業務を行わせる



個の侵害

(例) 労働者を職場外で経
続的に監視したり、私物の
写真撮影をしたりする



ハラスメントを受けているのでは？と思ったら..。



一人で悩まず上司や同僚、社内の相談窓口にご相談しましょう。
それでも解決しないときや、社内での相談が無理な方は、
社内外の窓口にご相談しましょう。

パワーハラスメントに関するご相談は
お近くの**総合労働相談コーナー**へ

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

※ 外国語の資料もあります



あかるい職場応援団
ハラスメント <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

ハラスメントでお困りの方は、無料で相談できる全国の労働局・労働基
準監督署にある総合労働相談コーナーをご利用ください。詳しくは、
ポータルサイト「あかるい職場応援団」まで。



11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です



暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等の暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

この運動は「女性に対する暴力」問題に関する取組を一層強化することを目的としています。

話してもいいのかな

自分が悪いと思っていた。

誰にも相談なんてできなかった。

でも話してみたらこころが少し軽くなった気がした。

DVや性暴力の悩み、
受け止めてくれる人がきつといる。

話にくいこと、聞かせてくれてありがとう。

あなたは何も悪くないよ。

これからのこと、一緒に考えよう。

聞かせてほしいな



年齢・性別を問わず相談できます。

性犯罪・性暴力

配偶者・交際相手からの暴力

SNSで相談

電話で相談

SNSで相談

電話で相談

Cure time
(キュアタイム)

性犯罪・性暴力被害者の
ためのワンストップ支援センター
はやくワンストップ

#8891

性犯罪被害相談電話(警察)
ハートまふ

#8103

DV相談
プラス

DV相談ナビ
はれおほ

#8008



11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

被害を受けた方へ

あなたの気持ちを最優先に何が
できるのか一緒に考えます。

相談を受けた方へ

相談窓口のことを被害者の方へ
教えてあげてください。

プライバシーも秘密もしっかり守られますので、安心して相談してください。

	相談先	参考情報
 配偶者・交際相手 からの暴力	<p>内閣府 DV相談ナビ #8008</p>  <p>内閣府 DV相談プラス 0120-279-889</p> 	<p>内閣府 配偶者暴力被害者支援情報</p>  <p>内閣府 配偶者暴力相談支援センター</p> 
 性犯罪・性暴力	<p>内閣府 性暴力に関するSNS相談 Cure time(キュアタイム)</p>  <p>内閣府 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター #8891</p> 	<p>内閣府 若年層の性暴力被害予防月間</p> 
 AV出演被害		<p>内閣府 性犯罪・性暴力被害者支援情報</p> 
 性犯罪に係る被害や捜査	<p>警察庁 性犯罪被害相談電話(全国共通) #8103</p>  <p>警察庁 匿名通報ダイヤル 0120-924-839</p> 	<p>警察庁 警察相談専用電話 #9110</p>
 売春強要や人身取引	<p>厚生労働省 困難な問題を抱える女性の相談窓口(女性相談支援センター) #8778</p> 	
 ストーカー行為の被害		<p>警察庁 ストーカー被害防止ポータルサイト</p> 
 職場におけるセクシュアルハラスメント	<p>厚生労働省 各都道府県労働局雇用環境・均等部(室)</p> 	

■人権侵害に関する相談

法務省 女性の人権ホットライン(全国共通) **0570-070-810**

法務省 外国語人権相談ダイヤル(全国共通) **0570-090911**

法務省 インターネット人権相談受付窓口
(パソコン・携帯電話・スマートフォン)

法務省 LINEじんけん相談

■法的トラブルに関する相談

法務省 法テラス 犯罪被害者支援ダイヤル(全国共通) **0120-079714**

配偶者等からの暴力、デートDV、性犯罪・性暴力(インターネット上の性的な暴力を含む)、痴漢、売春、人身取引、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、性別にかかわらず、決して許されないものです。

今年もみるるにて **パープルライトアップ** を実施しました(11/12~25)

このパープルライトアップには、女性に対する暴力の根絶を広く呼び掛けるとともに、被害者に対して「ひとりで悩まず、まずは相談してください」というメッセージが込められています。

